

(別紙)

平成31年度「若者就職・定着総合応援事業（就職困難者向け）」
企画提案仕様書

1 公募する事業の名称

平成31年度「若者就職・定着総合応援事業（就職困難者向け）」

2 事業の目的

本事業は、就職に結びついていない若者（※）を対象に社会人基礎力の習得から、人手不足が顕著なものづくり、介護・福祉等の分野（以下、「人手不足業界」という）において求められるスキルの習得までの総合的な訓練を実施することにより、就職に結びついていない若者の人材育成を通じた安定雇用と人手不足業界の人材確保を目的とし、京都府（以下「甲」という。）と受託事業者（以下「乙」という。）の間で委託契約を締結する。

※ 訓練の対象者（就職に結びついていない若者）
長期離職者（6ヶ月以上就職活動を続けている求職者）、
高校中途退学者、ひきこもりの若者 等

3 公募する事業の内容

甲は、乙への委託により就職に結びついていない若者を2ヶ月訓練し、社会人基礎力訓練、業界別基礎知識訓練、企業等の事業所での実地訓練（OJT）を実施することにより、人手不足業界への安定就労に結びつけるとともに、訓練修了後2ヶ月間の就職・定着支援を行うこととし、具体的には以下の事項の訓練及び就職・定着支援を実施する。

ア 訓練生の募集等

乙は、若者の社会生活及び職業生活を支援する団体等と連携して訓練生を募集することとし、以下の条件で訓練及び就職・定着支援を行うこと。

(1) 委託期間：契約締結日から平成32年3月31日までの間で、乙が委託業務の実施に要する期間とし、当該期間に事業が終了すること。

事業実施については、コースの設定数により異なるため、企画提案は次の①又は②のいずれかを選択することとし、いずれの実施も可能な場合は、希望（優先）順位を付すこと。

① 委託期間中に1コースを実施

② 委託期間中に複数コースを実施

（1コースを複数回実施 最大4コースまで）

希望コース数を明記すること。

(2) 対象者：2で定める就職に結びついていない若者

(3) 支援者数：1コース 5人程度（5人未満とする場合は、地域事情など、その背景、理由等を明記すること。）

(4) 事業実施期間：1 コースあたり訓練 2 ヶ月、就職・定着支援 2 ヶ月の計 4 ヶ月間を基本とし、実施時期を明記すること。

ただし、委託上限額の範囲内で、事業効果を高めるために、期間を変更することを可能とする。

(5) 訓練時間：1 日 8 時間程度（O J T 期間については、O J T 先企業の就業時間に準ずる）

イ 訓練の企画及び実施

乙は、上記で訓練受講決定した就職に結びついていない若者を人手不足業界への安定就労に結びつけるため、原則として、次の訓練及び就職・定着支援を行うこと。

(1) 座学訓練（1 ヶ月程度）

・社会人基礎力訓練の実施

乙は、「社会人基礎力訓練」を実施することで、社会人としての基礎能力を習得させるとともに、受講者の状況に応じた個別カウンセリングを通じて、人手不足業界への就業について相談・誘導等を行う。

・業界別基礎知識訓練の実施

乙は、人手不足業界で求められる基礎知識を習得するための訓練を実施する。

(2) 企業等の事業所での実地訓練（O J T）（1 ヶ月程度）

乙は、人手不足業界で求められる技能を習得するための企業等の事務所で実地訓練を実施する。（紹介予定派遣制度は活用しない。）

なお、上記訓練期間は目安であり、計 2 ヶ月間の訓練を行うこと。

(3) 就職・定着支援（2 ヶ月程度）

本事業は、長期離職者、ひきこもり経験を有する若者など様々な問題を抱えている者に対し、就労・訓練の場を提供することで、就労支援を行うとともに、就職者の安定就労を行うことを目的としたものであるため、目的に沿った支援事業が実施されるよう事業運営を行うこと。

訓練修了後は、訓練生の就職支援を行うとともに、訓練生が就職後は訓練修了時点から 2 ヶ月間の定着支援を行うこと。

訓練修了後、就職に際し企業等の事業所のインターンシップを活用することが望ましいと判断されるケースについては、当該企業等の事業所と制度活用について調整（1 ヶ月程度のインターンシップの実施の手続きを行なう〔有給又は無給〕）の上、インターンシップ終了後の就職支援を行うこと。

なお、訓練修了後、企業等の事業所のインターンシップ（1 ヶ月程度）を活用した後、就職する訓練生についても、訓練修了時点から 2 ヶ月間の定着支援を行うこと。

(4) 乙は、訓練期間中から修了後にかけて、京都ジョブパーク、ハローワーク等と連携し、実地訓練協力企業等の事業所への就業を含め雇用者の就業支援を行うこと。

成果目標 1 コースあたり就職率 80%以上（うち正規雇用 50%以上）、訓練生の就職企業への生産性貢献度 75%以上、訓練修了後 6 ヶ月時点定着率 85%以上

ウ 提案に係る留意事項

- (1) 3の業務の運営が可能な人員について、事業責任者1名は必ず配置すること。また、訓練生のケアを行うカウンセラーの措置についても配慮すること。
- (2) 本事業に係る委託上限額
1コースあたり 3,410千円(消費税10%相当額として積算した金額を含む。)
※なお契約金額は、企画提案書に記載された金額の110分の100に相当する金額に、当該契約に係る取引に課される消費税及び地方消費税の額を適用される税率により計算し、その額を加えた金額とする。
ただし、委託料の支払いについては、実績に基づいて精算を行うこととし、実績額が契約金額を下回った場合については減額する。
- (3) 募集するコース数
10コース

エ その他

本事業の推進に当たり、行政、業界・企業、訓練機関等からなる「若者就職・定着応援事業推進協議会」を設置しており、訓練機関は、本協議会の構成メンバーとして、甲から本協議会の運営について協力を求められた場合には、可能な範囲で協力いただきたいこと。

4 事業期間

本事業の実施期間は、契約締結日から平成32年3月31日までの間で、乙が委託業務の実施に要する期間とする。

5 事業提案書作成要領

- ア 1事業者1提案とするが、いずれも事業費は1コース分の積算により提案すること。
- イ 企画提案書の様式は事業提案書(様式2)、経費見積書(様式3※任意様式)のとおりとし、用紙の大きさはA4版縦、横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じてA3サイズで折り込みも可とする。